

利用者（団体）各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立吉備青少年自然の家

所長 安達 拓人

林野火災注意報・警報発令を伴う国立吉備青少年自然の家の対応について

平素より当施設の事業・運営に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

昨今、全国各地において林野火災が多発しており、特に乾燥及び強風等の気象条件においては、火災発生及び延焼の危険性が一層高まる状況にあります。このような状況を踏まえ、当所を管轄する岡山市消防局では、林野火災の予防を目的とした「林野火災警報」及び「林野火災注意報」の運用を、令和8年4月1日より開始しております。「林野火災警報」及び「林野火災警報」の発令中は、当施設内において、火の使用の制限がされます。なお、「林野火災警報」の発令中に「火の使用の制限」に従わない場合は、罰金または拘留に処される場合があります。

これらの状況を踏まえ、当施設では、管理体制の一層の強化を図るため下記の方策を実施します。利用団体の皆様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが御理解・御協力のほどよろしくお願い致します。

記

1. 該当プログラムへの対応（キャンプファイヤー・野外炊事・火起こし体験など火を使用するプログラム）

対応1：他のプログラムに変更

変更については国立吉備青少年自然の家 企画指導専門職までお問合せ下さい。

企画指導専門職 TEL：0866-56-7232 Mail：[kibi-senmon@niye.go.jp](mailto:kibi-senmon@niye.go.jp)

対応2：『食事・野外炊事材料等申込書』を提出されている場合は、別紙「林野火災注意報・警報発令を伴う野外活動の制限について（リンク先：<https://x.gd/hUOolj>）」を御参照ください。

※林野火災注意報・警報は、当日発令されます。

発令されなかった場合については、通常のプログラムを実施します。

2. 対象期間

岡山市が定める林野火災警報等を発令する期間

(1) 1月から5月までの間

(2) 6月から12月までの間において、林野火災が頻発し、かつ火気の使用について一般に注意を促す必要がある気象状況である場合

3. 参考

・岡山市役所 林野火災警報等の運用開始について

(HP：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000079639.html>)

・林野火災注意報・林野火災警報チラシ（別紙参照）

以上

【お問合せ先】国立吉備青少年自然の家

利用のご相談 TEL：0866-56-7231 Mail：[kibi-suishin@niye.go.jp](mailto:kibi-suishin@niye.go.jp)

プログラム変更 TEL：0866-56-7232 Mail：[kibi-senmon@niye.go.jp](mailto:kibi-senmon@niye.go.jp)



岡山市消防局  
OKAYAMA FIRE DEPARTMENT

屋外で火を取り扱う場合は、

**林野火災注意報**

**林野火災警報**

発令状況を必ずチェック！

林野火災警報などの発令時は、対象区域内での火の使用が制限されます  
制限に従わない場合は、罰せられる場合があります(※)

## 火の使用が制限される行為に該当する例

たき火



火入れ



かまど



とんど焼き



※ 30万円以下の罰金又は拘留  
【消防法第44条】

詳細は裏面をチェック

# 屋外で火を取り扱う前に必要な4ステップ

## ① 林野火災警報などの発令状況を確認

少雨や乾燥などにより、林野火災が発生しやすい気象条件となった場合は、**林野火災注意報**を発令します。上記の条件に加えて、強風注意報が発表された場合は、**林野火災警報**を発令します。

## ② 火の使用が制限される区域の確認

林野火災警報などの発令中は、**森林**内での火の使用が制限されます。

詳細な制限対象区域は、こちらから ▶

岡山市 林野火災警報

検索

## ③ 制限される行為を確認

制限される行為は以下になります。

・たき火 ・火入れ ・煙火(花火)の消費 ・燃えやすいものの近くでの喫煙 など

## ④ 安全に火を取り扱う

たき火などの火を使用する行為は、少しの不注意で大きな火災につながる可能性がある危険な行為です。屋外で火を取扱う際には以下の点に注意しましょう。

・燃えやすいものの近くでしない ・その場を離れない ・消えたかどうか絶対確認

### たき火などの前は届出が必要です！

たき火や野焼きなどの火災とまぎらわしい煙が発生する際は、消防署へ届出が必要です。実施前日までに管轄の消防署まで届出をしてください。

林野火災警報などによる火の使用制限は、届出を行うことで免除されるわけではありません。

申請書類はこちらから ▶



野焼き(家庭ごみの焼却など)は  
原則 **禁止** されています。

林野火災警報などの発令状況  
制度の詳細はこちらから



岡山市 林野火災警報

検索

### お問い合わせ先

岡山市消防局予防課	TEL:086-234-1199	岡山市北消防署	TEL:086-226-1119
岡山市西消防署	TEL:086-256-1119	岡山市中消防署	TEL:086-275-1119
岡山市東消防署	TEL:086-942-9119	岡山市南消防署	TEL:086-262-0119